

## 資料2

令和4年度学校施設開放運営委員会資料から一部抜粋

令和6年10月29日  
生涯学習スポーツ振興課

### 令和5年度学校施設開放事業における運用見直し内容について

#### 1 見直し内容

##### (1) 使用団体の利便性向上及び学校の負担軽減

学校施設開放事業にシステムを導入し、全ての学校施設の申込みをオンライン申請とするとともに、予約状況を可視化することで使用団体の利便性向上及び学校の負担軽減を図ります。

##### (2) 既存団体の活動維持のための配慮及び申込みの優先順位

###### ア 既存団体の活動維持のための配慮

システム導入後も既存団体の活動を維持し、子どもたちが地域でスポーツできる環境を確保するために、活動経緯や目的、構成員等の状況を踏まえ、以下の団体については、事前に使用枠を確保します。

###### 【配慮する既存団体】

- ① 当該学区域の子どもの活動を主とする団体
- ② 当該地域の区民の活動を主とする団体
- ③ ①・②を踏まえ、学校教育と深い関わりのある団体

###### イ 申込みの優先順位

システム導入後の申込み優先順位については、これまでどおり「学校行事等」の学校教育を最優先としたうえで、「区等が実施する地域でのスポーツ活動（地域スポーツ教室、スポーカル等）」、「既存団体（届出団体A）」、「新規団体（届出団体B）」、「一般団体」の順で、事前確保、抽選申込み、空き枠申込みを行います。

なお、システムでの抽選申込み及び空き枠申込みの上限枠は、他のスポーツ施設と同様に10枠とします。

<参考>団体区分フローチャート [資料2-2](#)参照

<参考>申込み方法の流れ（例12月使用分）

日程 区分	～9月25日	10月1日 ～4日	10月5日～20日 抽せん結果21日	11月1日～
学校行事等 区等のスポーツ活動	事前確保			
既存団体 (届出団体A)		事前確保		空き枠申込み(10枠)
新規団体 (届出団体B)			抽選申込み(10枠)	空き枠申込み(10枠-当選枠)
一般団体				空き枠申込み(10枠)

### (3) 新規団体の活動場所の確保

#### ア 開放時間枠の見直し 資料2-3参照

(2) を踏まえ、既存団体の活動に配慮しつつ、新規団体が使用しやすくするために、土曜・日曜・祝日の12時から13時等も開放時間とするとともに、平日の夜間に2時間枠を設定するなど、これまでの開放時間を実態に合わせて拡大し、開放枠を細分化することで新たな使用枠を創出します。

#### イ 開放方法の見直し

防球ネットによって分割し、安全に使用が可能な芝浜小学校及び全中学校の体育館については、半面での使用枠を設定し、新たな使用枠を創出します。

### (4) 団体登録審査方法の見直し

名義貸しの防止や団体のマナー及びモラル向上を図るため、審査方法を見直します。

また、学校施設における安全性を向上させるため、学校使用時の遵守事項を明記した誓約書の提出を各届出団体に求めます。

## 2 直前又は無断キャンセル時のペナルティ適用について

学校施設都合による場合を除き、直前・無断キャンセルの場合、以下のとおりペナルティ適用となります。

### (1) 使用日6日前から使用日当日までのキャンセルの場合

キャンセル日から30日間、事前確保・抽選申込み・空き枠申込みができません。

### (2) 無断キャンセルの場合

使用予定日から60日間、事前確保・抽選申込み・空き枠申込みができません。

## 3 その他

令和6年度より荒天時の安全確保策として、以下のとおり、荒天時のルールを適用します。

### (1) 以下①②の条件に合致した場合は、「全学校施設で学校施設開放を中止」します。

① 港区が土砂災害に関する避難情報「【警戒レベル3】高齢者等避難」以上を発令

② 気象庁が「【警戒レベル3】大雨警報・洪水警報・高潮注意報（高潮警報に切り替わる可能性が高い場合）」以上を港区内に発表

### (2) 以下の場合には、使用時間までにキャンセル連絡した上で各団体の自主判断でキャンセルしても、利用制限を適用しません。

#### ア 屋内施設・屋外施設ともに対象となる場合

① 国の熱中症警戒アラート又は熱中症特別警戒アラートが港区内で発表

② 気象庁が「【警戒レベル2】大雨注意報等」以上を港区内で発表

#### イ 屋外施設のみ対象となる場合

① 警戒レベル1以下の雨天時